

振興基本計画 地区提案事業 一覧表

総合評価 A:
B:
C:事業
事業
事業

(平成26年4月30日現在)

No.	分類	地区	提案事業	事業内容	緊急性、関連性について、特に考慮すべき点など	重複する 既存事業	担当課	関連部署	総合評価
1	道路・交通	内海	景観に配慮した市街地へのアクセス道路のにぎわいづくり(南知多ICから市街地まで)	・景観整備として沿道に植栽し(想定)、沿道サービスの立地促進を行う。	植栽の道路占用許可が可能な道路数があるかどうか不明、また場所によっては許可が難しい。沿道サービスについては、都市計画法上の市街化調整区域内の開発行為として可能であり、民間主導により町がサポートすることになる。		建設課		C
2	道路・交通	内海	国道247号の整備	・歩道整備	道路に歩道があれば、交通安全、観光振興の面で効果があるが、私有地を道路用地として取得し歩道を設置することになると、事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であるとする。		建設課		C
3	道路・交通	山海	公共交通の充実の検討	・増便、運行経路の見直し ・デマンドバスの導入	増便、デマンドバスの運行は事業効果を向上するものであるが、事業効果以上に経費が必要となると、継続的な事業実施が困難となる恐れがある。		地域振興課		B
4	道路・交通	豊浜	国道247号の整備(歩道整備、埋立地における路線の一部変更)	・歩道整備、埋立地における路線の一部変更	歩道設置により観光振興及び路線変更により交通安全の面で効果があると考えられるが、私有地を取得し、また、漁港内の用地を変更し車道・歩道を設置することになると、事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であるとする。現道の沿道で商売をしている方もいるため、路線変更により地元合意が必要。		建設課		C
5	道路・交通	豊浜	広域農道へのアクセス道路の整備	・町道須佐山田線及び農道4123号線の拡幅約800m	事業延長約800mのうち約700mが農道であるため、事業を行うには農道を町道に認定しなおしたほうがスムーズに出来る可能性はある。町道部分は県費補助(1/2)で可能。		建設課	産業振興課 企画課	B
6	道路・交通	豊浜	海っ子バスの充実	・運用車両の追加(増便等への対応) ・運賃改定(学生等の利用のための利便性向上)	増便、料金改定による値下げは事業効果を向上するものであるが、事業効果以上に経費が必要となると、継続的な事業実施が困難となる恐れがある。		地域振興課		B
7	道路・交通	豊丘	生活道路の拡幅	・道路拡幅	道路拡幅を行えば、住民にとって有益なことであるが、拡幅すべき路線が不明なため判断が出来ない。地元と協議し、路線ごとに個別に判断する必要がある。		建設課		C
8	道路・交通	豊丘	街路灯の整備	・道路照明灯・防犯等の設置	道路照明灯の設置については、道路照明設置基準に基づき設置しているが、夜間の交通上特に危険な箇所については個別の判断が必要であるので、地元と協議しながら必要な箇所については順次設置していく。		建設課	防災安全課	C
9	道路・交通	豊丘	海っ子バスの充実	・運用車両の追加(増便等への対応) ・運賃改定(学生等の利用のための利便性向上)	増便、料金改定による値下げは事業効果を向上するものであるが、事業効果以上に経費が必要となると、継続的な事業実施が困難となる恐れがある。		地域振興課		B
10	道路・交通	豊丘	広域農道へのアクセス道路の整備	・町道須佐山田線及び農道4123号線の拡幅約800m	事業延長約800mのうち約700mが農道であるため、事業を行うには農道を町道に認定しなおしたほうがスムーズに出来る可能性はある。町道部分は県費補助(1/2)で可能。		建設課		B
11	道路・交通	大井	歩道整備	・歩道整備	交通安全の面で効果があるが、私有地を取得し歩道を設置することになると、事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であるとする。		建設課		C
12	道路・交通	大井	街路灯・防犯灯の整備	・道路照明灯・防犯等の設置	道路照明灯の設置については、道路照明設置基準に基づき設置しているが、夜間の交通上特に危険な箇所については個別の判断が必要であるので、地元と協議しながら必要な箇所については順次設置していく。		建設課	防災安全課	C
13	道路・交通	片名	※ 集落内道路の整備	・片名川の河川改修(ボックス化の検討)に合わせた道路拡幅	集落内道路の拡幅、特に集落の密集する地域については、片名川の改修(約700m)と併せて行う必要がある。片名川の改修を行うためには、流域を調査し、流量計算、流下能力等を勘案して河川断面の決定を行う必要があるため、現時点では実現の可能性を判断することは難しい。実施計画において、平成28年度に調査を行う計画をしている。調査の結果によっては、他事業で行うことも検討する必要がある。		建設課		B
14	道路・交通	片名	街路灯・防犯灯の整備	・道路照明灯・防犯等の設置	道路照明灯の設置については、道路照明設置基準に基づき設置しているが、夜間の交通上特に危険な箇所については個別の判断が必要であるので、地元と協議しながら必要な箇所については順次設置していく。		建設課	防災安全課	C
15	道路・交通	片名	国道247号の歩道整備	・歩道整備	交通安全の面で効果があると考えられるが、私有地を取得し、また、護岸を移設し歩道を設置することになると、事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であるとする。護岸を前面に移設すると、漁港施設用地の用途変更が必要となる。		建設課		C
16	道路・交通	片名	スクールバスの運行	・片名から大井小学校までの遠距離通学の負担軽減と安全確保のためのスクールバスの運行	スクールバスを運行することにより、遠距離通学の負担と交通事故のリスクを軽減することができるが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条により適正な通学距離の条件は、小学校にあつては4km以内と規定されており、片名地区から大井小学校へ通学している児童については、遠くても3km以内であるため、現状のまま徒歩による通学とする。ただし、今後、学校統廃合の基本構想に基づき、大井小と師崎小を統合することとなった場合には、スクールバスの運行を検討する必要がある。		学校教育課		C
17	道路・交通	片名	海っ子バスの充実	・運用車両の追加(増便等への対応) ・運賃改定(学生等の利用のための利便性向上)	増便、料金改定による値下げは事業効果を向上するものであるが、事業効果以上に経費が必要となると、継続的な事業実施が困難となる恐れがある。		地域振興課		B
18	道路・交通	師崎	海っ子バスの充実	・運行本数やダイヤの見直しなどによる利便性の向上	増便、料金改定による値下げは事業効果を向上するものであるが、事業効果以上に経費が必要となると、継続的な事業実施が困難となる恐れがある。		地域振興課		B
19	道路・交通	師崎	歩道及び街路灯の整備による安全な道づくり	・道路拡幅、歩道設置 ・道路照明灯・防犯等の設置	道路拡幅、歩道設置、道路照明灯・防犯等の設置を行えば、住民が安全・安心して暮らしていけることは確実であるが、対象路線が不明なため判断が出来ない。地元と協議しながら、路線ごとに個別に判断する必要がある。		建設課	防災安全課	C
20	道路・交通	師崎	有料道路の無料化	・有料道路の無料化	南知多道路、知多半島道路の無料化は、人口流出の防止、定住施策としての効果が期待できるが、費用対効果等を考慮のうえ、県が総合的に判断するものとする。		建設課		C
21	道路・交通	篠島	観光船の充実	・航路の時間延長、運賃改定 ・住民同士の海上タクシーの乗り合いの仕組みづくり	増便、料金改定による値下げは事業効果を向上するものであるが、利益を追求する民間事業者の経営面も考慮すべき点である。海上タクシーの乗合については、法律上禁止されている行為であり、民間定期航路事業者の経営圧迫を誘発しかねないものであるため、慎重な検討が必要と思われる。		地域振興課	建設課 産業振興課	B
22	道路・交通	日間賀島	※ 渡船施設の整備	・島の玄関口として、来訪者をもてなすトイレを備えた待合施設、産直施設等の整備 ・船乗場までの屋根付き通路等の整備 ・島の玄関口が3カ所に分散しているため、東西の船乗場統合に向けた関係機関との調整	篠島地区において、平成25年度に町において渡船施設を整備済み。日間賀島地区においては、現在、住民や観光客に対する十分な待合施設がない。		産業振興課	建設課	B
23	道路・交通	日間賀島	マリナーの整備	・プレジャーボート利用客が専用で停泊できるマリナーの整備	地元漁協及び観光業者との調整が必要		建設課		B
24	道路・交通	日間賀島	海上交通の充実	・観光や通勤等に利用しやすいよう、早朝や夜間の増便などの海上交通の充実	増便については、事業効果を向上するものであるが、利益を追求する民間事業者の経営面も考慮すべき点である。		地域振興課		B
25	道路・交通	日間賀島	防災面に配慮した道路の整備	・道路の整備	強度など検討が必要	主要道路の維持・改修		防災安全課	A
26	道路・交通	日間賀島	巡回バスの運行	・観光客及び島民の移動手段を確保するため、島内を巡回する「ぐるりバス」の定期運行の実施	現在、夏期のみ運行している。今後島内の公共交通バスとしての運行を検討する。		産業振興課	地域振興課	B
27	市街地・住宅整備	内海	人にやさしい内海駅及び周辺地域の環境整備	・誰もが利用しやすい駅になるよう、エレベーター設置など内海駅のバリアフリー化 ・内海駅周辺のバリアフリー化の促進	駅のバリアフリー化は、公共交通に関することなので地域振興主体で進めていく。「内海駅周辺のにぎわいづくり」事業と関連する。	内海駅周辺のバリアフリー化の促進	建設課	地域振興課	B
28	市街地・住宅整備	内海	※ 内海駅周辺のにぎわいづくり	・内海駅周辺が町の玄関口にあふさわしい商業地となるよう、商業施設の集約化やオリーブ街道の活性化などによる観光客にも住民にも便利で魅力的なにぎわいづくり。	「27 人にやさしい内海駅及び周辺地域の環境整備」事業と関連する。駅北の未利用地の有効利用も含め駅周辺の環境整備を検討する必要があるが、過去の経緯もあり困難である。まちづくり推進・商業振興が主体のため基本計画(地域振興の企画立案)は、地域振興・産業振興と一体となって進める必要がある。		建設課	地域振興課 産業振興課	B
29	市街地・住宅整備	内海	安全・安心な住宅地の整備	・安全・安心な住宅環境を整備するため、第二区画整理計画の高台への移転の検討。	事業自体は、有効性が高いと思われるが、実施場所の選定に時間がかかる。		建設課	防災安全課	B
30	市街地・住宅整備	山海	耕作放棄地を手放すための支援制度の構築	・耕作放棄地を有効活用するため、土地の譲渡手続きなどの支援制度の整備。	農地の有効利用		建設課	産業振興課	B
31	市街地・住宅整備	山海	施設整備のルールづくり	・新たな施設の整備にあたってのルールづくり	建築物の用途や形態、道路など都市施設などをきめ細かに定め、良好なまちづくりを進める。		建設課		B
32	市街地・住宅整備	豊浜	※ 新たな住宅地の整備	・定住者を確保するとともに、津波からの被害を免れるため、国営農地開発事業地内農地等の高台において新たな住宅地の整備	法改正ができれば民間業者による宅地開発や個人の住宅建設が起るとと思われる。		防災安全課	建設課 産業振興課	B
33	市街地・住宅整備	豊浜	空き家の有効活用	・若者を中心として定住対策やUターンへの促進に向けて、空き家等の有効利用と定住促進を図る。	地域内の空き家の増加は、地域の衰退のみならず、治安面での不安増大など、地域住民の生活環境の悪化を招く恐れがある。地域の活性化には定住促進施策が有効であることを地域住民に理解してもらい、その一つの手段として空き家バンク情報登録制度の周知をより一層図っていく必要がある。また、移住者の受け入れを行政と地域、各種団体や関係事業者と連携して支援できる体制の構築は定住促進を図る上で重要である。		地域振興課		A

34	市街地・住宅整備	豊丘	住宅地の整備	・若い世帯などが住宅を建てられるよう、空き家跡地などを活用して、新規住宅用地の整備。	ある程度まとまった広さでない土地の有効活用は難しい。			建設課		B	
35	市街地・住宅整備	豊丘	家庭菜園付の別荘地の整備	・高台にある農地を宅地化し、家庭菜園付の別荘が建てられるように整備。 ・安全で自然に恵まれた住宅地としてアピール	農地法がクリアできなければ先へ進まない。 ライフラインの整備等が課題になる。			建設課	産業振興課	B	
36	市街地・住宅整備	豊丘	新市街地の整備	・商業施設などの生活利便施設を誘致した新市街地の整備	企業誘致・商業振興が主体のため基本計画(地域振興の企画立案)は、地域振興・産業振興が主体となって進める必要がある。			建設課	産業振興課企画課	C	
37	市街地・住宅整備	豊丘	空き地対策	・地域の環境を保全し、空き家・空き地を有効活用するため、空き家条例の検討 ・都市住民の移住を進めるため、空き家バンク制度の活用				防災安全課	地域振興課		
38	市街地・住宅整備	豊丘	土地利用規制の緩和	・地内企業の流出を防止するとともに、地区全体の適切な土地利用を促すための土地利用規制の緩和	法改正等は町で判断できない。			建設課	産業振興課	C	
39	市街地・住宅整備	大井	高台への新しい住宅地の整備	・津波の被害にあわないよう、農地や区所有の里山などの高台に新しい住宅地の造成	農地法がクリアできなければ先へ進まない。 ライフラインの整備等が課題になる。			建設課		B	
40	市街地・住宅整備	大井	空き家の管理及び有効活用	・防災・防犯上の観点から、増加する空き家の管理・指導を徹底するとともに、若者の定住促進のための受皿として空き家の有効活用				防災安全課	地域振興課		
41	市街地・住宅整備	片名	若者向けの住宅整備	・若者の流出を防ぎ定住人口を増やすために、町営住宅などの公営住宅の整備や、増加しつつある空き家の活用。 ・集落内道路の整備に伴う沿道の宅地開発の促進	重点事業である「13集落内道路の整備」事業が関連するが、実現に相当の困難を伴うため沿道の宅地開発の促進は困難である。			建設課		B	
42	市街地・住宅整備	師崎	新たな都市的土地利用の検討	・以下の利用方法が考えられる。 ①宅地に転用・造成して利用。 ②工業系用途に変更して企業の誘致を図る。 ③その他、駐車場用地、公園等公共施設用地としての利用。	具体的な用地の利用目的については、地域や諸団体などの意見を聞きながら有効利用を図っていきます。当該地域がどのような用途に適しているか、また、企業の立地ニーズや地域の公共施設整備の要望などを勘案する必要があります。特に今後計画される具体的なプロジェクトの候補地や代替地としても活用できないかという点についても、地元の見解も聞きながら検討していきます。			企画課	建設課 産業振興課	B	
43	市街地・住宅整備	師崎	集合住宅の誘致	・若い世代向けに民間アパートなどの集合住宅の整備の誘致・促進	若い世代の定住促進のための受皿づくり			建設課		B	
44	市街地・住宅整備	師崎	地域の空き家情報の収集と発信	・広報誌やホームページ等を通じて空き家等の情報収集と提供を行う。	地域内の空き家の増加は、地域の衰退のみならず、治安面での不安増大など、地域住民の生活環境の悪化を招く恐れがある。地域の活性化には定住促進施策が有効であることを地域住民に理解してもらい、その一つの手段として空き家バンク情報登録制度の周知をより一層図っていく必要がある。また、移住者の受け入れを行政と地域、各種団体や関係事業者と連携して支援できる体制の構築は定住促進を図る上で重要である。			地域振興課		A	
45	市街地・住宅整備	師崎	空き家の有効活用	・若者を中心として定住対策やUターンへの促進に向けて、空き家等の有効利用と定住促進を図る。	地域内の空き家の増加は、地域の衰退のみならず、治安面での不安増大など、地域住民の生活環境の悪化を招く恐れがある。地域の活性化には定住促進施策が有効であることを地域住民に理解してもらい、その一つの手段として空き家バンク情報登録制度の周知をより一層図っていく必要がある。また、移住者の受け入れを行政と地域、各種団体や関係事業者と連携して支援できる体制の構築は定住促進を図る上で重要である。			地域振興課		A	
46	市街地・住宅整備	師崎	町営住宅の整備	・若い世代向けに町営住宅の整備の促進	若い世代の定住促進のための受皿づくり			建設課		B	
47	市街地・住宅整備	師崎	新師崎地区の住環境整備	・比較的若い世代が多い新師崎地区において、側溝などの住環境の改善を行うとともに、他地域と一体となった地域づくり活動の推進	若い世代の定住促進のための受皿づくり			建設課		B	
48	市街地・住宅整備	日間賀島	移転や移住用地としての住宅地の整備	・津波などで危険となる住宅の移転促進や若者の定住、町外からの移住の促進を図るため、高台の農地の側溝等の整備による新たな住宅地の整備	ライフラインの整備等が課題になる。			建設課	低未利用地の住宅、工房等への活用	B	
49	公園緑地・自然・環境	内海	自然エネルギーの誘致	・太陽光発電施設の誘致や公共施設への施設設置を想定。	民間企業による太陽光発電施設の誘致については、立地を希望する企業があれば対応していく。公共施設への設置は、施設の耐用年数や強度を勘案して判断することになり、既存施設への設置は難しいが、新設の公共施設については積極的に取り入れていくことが考えられる。			企画課		A	
50	公園緑地・自然・環境	山海	豊かな自然と親しめる場の整備	・丘陵部の植林地や自然環境を維持・保全	竹林が勢力を増し、民家へ影響を与える可能性のあるところもあり伐採などの対応はできるだけ早い方がいい。そうした自然を美しい形で保持するというだけでは効果はある。ただし、管理も考慮すれば莫大な費用がかかると思われ、それに見合った採算が得られるかが問題である。			産業振興課	建設課	B	
51	公園緑地・自然・環境	山海	植林地・自然環境の維持・保守	・丘陵部の植林地や自然環境、荒地を活用し、農業体験施設・市民農園、ドッグラン、子どもが走り回ることができる公園など、豊かな自然と楽しめる場を整備 ・山チゴ池周辺へのアスレチックの整備	同上			樹林地・自然環境の維持・保全	産業振興課	環境課	B
52	公園緑地・自然・環境	豊浜	津波一次避難場所を兼ねた富士ヶ峯公園の整備	・津波一次避難場所を兼ねた新たな観光資源として、富士ヶ峯公園の公衆トイレ、アクセス道路等の改修、展望台や桜並木などの整備	同上			産業振興課	防災安全課	B	
53	公園緑地・自然・環境	豊丘	乃木山展望台の整備	・御嶽山や富士山を眺めるための乃木山展望台を豊丘むくろじ会館周辺の乃木山に整備				産業振興課		C	
54	公園緑地・自然・環境	豊丘	里山、ホテルの保全	里山の維持管理(樹林地の保全) (提案箇所は、豊丘字八町地内 八町池下流地域)	かつて里山は、生産の場として所有者等により維持管理され、望ましい状態で存続されていたが現在は、所有者だけによる里山の保全に困難を生じている。広大な里山を行政が買収し、保全・管理をしていくことは、財政的にも人材の確保においても不可能である。一方では、里山の自然への関心が高まり、自然とのふれあいを通じて学ぶ機会や関わりの場を求めたりする欲求もあり、里山の所有者、地元住民、行政等の連携により里山保全活動を進めていくことは、重要であると考えられる。特に実際の保全活動を行うにあたっての重要な要素は、「住民参加による豊かな里山づくり」であることを念頭において、管理・活用について慎重に検討しなければならない。	樹林地の保全	環境課	産業振興課	B		
55	公園緑地・自然・環境	大井	お富士の山公園の整備	・大井区が所有する土地(通称:お富士の山)を地域住民の憩いの場として整備する。 間伐材を利用したベンチやテーブル、トイレ、東屋の設置、芝生の養生、健康足踏み石等を設置して高齢者の健康づくりの場としても活用する。 (所有者)間瀬蔵外2名 (所在)大井字小浜43-1(2,773㎡)、43-6(567㎡)、43-2(299㎡)	地域住民が日常生活を営む上で公園や広場は、身近な自然とのふれあいの場としてまた、住民同士の交流の場として欠かせない。また災害時の避難場所としての役割もある。しかし、町が主体となって用地の確保や公園の整備を実施することは、多額の費用を要するため財政的にも困難である。当該事業は、大井区の土地を有効利用し、地域住民が主体となって地域ニーズ(高齢者の健康づくりの場等)にあった公園を整備、維持管理していくことで評価でき、町も協働して必要な支援をしていきたいと考える。			地域振興課		B	
56	公園緑地・自然・環境	大井	清掃・草刈等の美化活動の推進	アダプトプログラム(公共施設の親親制度/ボランティア清掃活動)を活用した道路や漁港施設の環境美化活動 (提案箇所は、主要地方道 半田南知多公園線沿道)	アダプトプログラムによる活動は、あくまでも自発的なボランティア活動であり、行政に見返りを求めて実施するものではない。 ボランティアと施設管理者がお互いに役割分担し合い、合意に基づき、継続的に公共施設の環境美化活動や管理を行っていくものである。それには、活動してもらえるボランティアの理解と認識が重要であり、行政は、その活動に対して必要な支援を行っていくものとなる。			環境課	建設課 産業振興課	B	
57	公園緑地・自然・環境	大井	みなと公園の再整備	・公園を憩いと交流の拠点及び避難場所として再整備	土地の有効利用について検討していく。			建設課	防災安全課	B	
58	公園緑地・自然・環境	片名	公園の整備	・公民館周辺の里山や遊休農地を活用し、小さな子どもの安全な遊び場として、小中学生のアスレチックなどの冒険遊び場として、さらに高齢者の憩いの場としても使えるような公園や駐車場を公民館と一体的に整備	重点事業である「199公民館及び避難所の整備」事業が関連するが、実現は困難である。			建設課		C	
59	公園緑地・自然・環境	師崎	防災公園の整備	・災害時には避難場所としても活用することを想定したうえで、子どもの遊び場や高齢者のたまり場などみんなの憩いと交流の場として、桜の植樹なども行った公園の整備				防災安全課			
60	公園緑地・自然・環境	日間賀島	ごみ処理場の整備	代替地の確保の検討 (新たな一般廃棄物最終処分場の整備)	ごみ処理場が身近にあることは、生活する上でも安心できるものであるがこのような施設は、環境面において特に留意しなければならない。また、相当の施設用地が必要であり、将来において施設の有効性以上に島の産業や生活に大きく影響するものである。 施設整備には、多額の費用がかかり、コスト面、環境面、効果を総合的に判断して、島内に最終処分場を確保することは難しい。			環境課		C	
61	公園緑地・自然・環境	日間賀島	公園の整備	・観光客がゆつくりくつろげる見晴らし台などを備えた公園の整備 ・既存の公園をリニューアルし、子どもや親子、高齢者が憩い楽しめるように、遊具やベンチの設置などによる魅力的な公園の整備	土地の有効利用について検討していく。			建設課	産業振興課 福祉課	B	
62	公園緑地・自然・環境	日間賀島	緑化の推進	・海岸沿いへ松並木の整備、花の植栽	住民主体で事業を実施することにより、環境美化の意識の向上につながり、日間賀島のイメージアップと観光振興が図られる。			建設課	産業振興課	A	
63	河川・海岸	豊浜	人工砂浜の整備	・人工砂浜の整備	事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であると考えられる。 果が事業主体になり管理するのか、町が事業主体となり、承認工事により県管理となるのか、町の占用により町管理になるのか不明。 県管理漁港海岸であるが、果が施設の管理者となる可能性は極めて低い。			建設課	産業振興課	C	

64	河川・海岸	大井	大井川・山田川の改修等	・大井川(準用河川、砂防河川)・山田川(普通河川)の改修計画の策定、改修工事	河川の改修を行うためには、流域を調査し、流量計算、流下能力等を勘案して河川断面の決定を行う必要があるため、現時点では実現の可能性を判断することは難しい。		建設課		C
65	河川・海岸	片名	片名川(準用河川)の改修	・片名川(準用河川)の改修計画の策定、改修工事	片名川の改修を行うためには、流域を調査し、流量計算、流下能力等を勘案して河川断面の決定を行う必要があるため、現時点では実現の可能性を判断することは難しい。実施計画において、平成28年度に調査を行う計画をしている。		建設課		B
66	河川・海岸	片名	排水ポンプの整備	排水ポンプの設置	水害を防止することは重要なことであるが、設置が必要かどうかを河川改修計画と併せて検討が必要。		建設課	防災安全課	C
67	河川・海岸	片名	水門の管理体制の見直し	役場、消防団、片名区による樋門の管理体制の見直し	片名区が管理・操作していた樋門を県管理樋門に一本化。(区管理樋門は操作しない。)樋門を閉める場合の判断を消防団・片名区と連絡を密にし、消防団が操作出来ない場合に、片名区が操作することとした。(H25.9.20建設課、防災安全課、片名区、消防団で協議済み。)		建設課		A
68	河川・海岸	師崎	四季を通じて楽しめる磯場づくり	・磯場の整備	事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業。県が事業主体になり管理するのか、町が事業主体となり、承認工事により県管理となるのか、町の占用により町管理になるのか不明。県管理海岸であるが、県が施設の管理者となる可能性は極めて低い。		建設課	産業振興課	C
69	河川・海岸	師崎	新たな人工ビーチの整備	・人工ビーチの整備	事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であると考えられる。県が事業主体になり管理するのか、町が事業主体となり、承認工事により県管理となるのか、町の占用により町管理になるのか不明。県管理海岸であるが、県が施設の管理者となる可能性は極めて低い。		建設課	産業振興課	C
70	河川・海岸	篠島	波返しの延長	・飛砂対策のための前浜海岸護岸の嵩上げ	地元からの要望により、県は継続的に護岸の嵩上げを実施する予定となっている。県の単独予算であるため、護岸の全てを単年度で施工することは難しい。		建設課		A
71	河川・海岸	日間賀島	海水浴場の整備	・マリンスポーツなどを多目的に楽しめる海水浴場の整備	地元漁協及び観光協会との十分な協議が必要		建設課	産業振興課	B
72	農業	内海	農業観光振興ゾーンの整備	・休耕地を活用した貸農園など、農業観光振興ゾーンの整備	ある程度の集客は見込めるので、事業としては成り立つと思う。ただ、観光用の人や車が多数入り込み、周辺で米作や露地野菜を栽培している農家への影響はかなりのと思われる、地域の合意が得られるか。		産業振興課		B
73	農業	豊丘	観光農園ゾーン	・観光農園ゾーンの拠点として、味覚狩りや体験農業、工芸体験などができよう施設整備 ・味覚狩りや体験施設に訪れた観光客が、生産者と交流できよう施設整備	同上	農業振興ゾーン	産業振興課		B
74	農業	豊丘	観光農業者等新規就農者の誘致	・観光農業者などへの、新規就農者の誘致	同上		産業振興課		B
75	農業	大井	遊休農地を活用した貸農園の整備	・遊休農地や空き家を活用して、小屋付の農地(クライアント)や滞在施設として都市住民等に貸し出し地元との交流を図るとともに、企業等への大規模な農地の貸し出しも検討	遊休農地の解消にはなるが、費用対効果としては、期待できないのではないか。		産業振興課		C
76	農業	片名	貸し農園の整備	・マンション等で週末居住や二地域居住している住民などを対象に、民間企業と連携して公園や緑地を備えた貸農園の整備	同上		産業振興課		C
77	農業	片名	遊休農地を活用促進ゾーン	・半田南知多公園線沿いの交通アクセスの良い遊休農地を生かして、貸農園などの新たな交流・集客の魅力づくりにつながるような活用あり方の検討 ・集会所や公園と周辺の遊休農地及び里山の一体的な活用による農業体験や子どもの遊び場として有効活用	同上		産業振興課		C
78	農業	篠島	市民農園・産直施設の整備	・篠島パークゴルフ場跡地に、子どもが自然体験・農体験でき、お年寄りなどから農業を学び、野菜作りができるような市民農園・産直施設の整備	農業・漁業の体験ができ、産直施設も整備されれば観光地としての付加価値はある。地元と土地所有者が合意し、必要性について強く要望することが必要。		産業振興課		C
79	観光交流・商業	内海	潜在型観光施設の整備	・潜在型の観光客を増やすため、バンガロー村跡地を活用したキャンプやバーベキュー場が出来る潜在型観光施設の整備	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設の整備として地元で十分議論する必要がある。		産業振興課		C
80	観光交流・商業	内海	※ イベント施設の整備	・観光センターを建て替え、音響施設の整ったイベント施設の整備	内海観光センターは、昭和34年に建設され、老朽化が著しく、耐震性もないので改築の必要がある。隣接する野外ステージと合わせ、施設整備をすすめる。		産業振興課		A
81	観光交流・商業	内海	釣り公園の整備	・気軽に楽しめる釣り公園の整備	地元漁協及び観光協会との十分な協議が必要である。		建設課		B
82	観光交流・商業	内海	「道の駅」の整備	・JA等と協力して農産物の直売を行う「道の駅」の整備	JA、観光協会等との十分な協議が必要である。		産業振興課	建設課	C
83	観光交流・商業	内海	「海の駅」の整備	・海産物の販売をする「海の駅」の整備	地元漁協及び観光協会との十分な協議が必要である。		建設課		B
84	観光交流・商業	内海	マリンスポーツ客向けの環境整備	・無料のシャワーや更衣室など、マリンスポーツ客が海を楽しまやすい環境の整備	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設の整備として地元で十分議論する必要がある。		産業振興課	建設課	C
85	観光交流・商業	内海	駐車場の整備	・護岸整備と合わせた、四季を通じて駐車ができる駐車場の整備	地元漁協との十分な協議が必要である。		建設課		B
86	観光交流・商業	内海	砂浜の保全・美化	・砂の流出を防ぐための環境整備による砂浜の保全 ・美しい砂浜を保全するための海岸保護条例などのルールづくり	内海海岸の砂浜は、この地域を代表する自然景観であり観光資源です。加えてのり養殖場や海水浴場として利用され地元経済を支えています。地域の漁業や観光業と深く関わっているこの砂浜の保護や保全は重要な課題だと思えます。砂の流出防止は、町としても効果的な整備事業について検討していきます。海岸の利用にかかわる課題については、条例化を含め、地域や関係団体との合意形成が必要となります。また、地域やボランティアなどとの協働・連携による砂浜の美化活動もあわせて推進していく必要があります。		建設課	環境課	B
86(1)	観光交流・商業	内海	砂浜の保全・美化	・環境整備による砂浜の保全	地元漁協及び観光協会との十分な協議が必要である。		建設課	環境課	B
86(2)	観光交流・商業	内海	砂浜の保全・美化	・海岸保護条例の整備	条例制定により、危険行為を防止し、環境保全上一定の効果が見込まれるが、規制項目が増えると条例の適正な執行に労力を要する。		建設課	環境課	C
87	観光交流・商業	内海	新たな観光スポットの開拓	・四季を通じて内海地区に観光に来てもらえるよう、各集落の祭事や砂浜のイルミネーション、オリーブ街道などの海水浴以外の新たな観光スポットの開拓	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設の整備として地元で十分議論する必要がある。		産業振興課		C
88	観光交流・商業	内海	特産品のブランド化	・他地域との差別化を図り観光の振興に資する南知多町の特産品のブランド化の推進	民間事業者が自ら全てやり切ることができるよう側面的な支援を行政として行う必要がある。		産業振興課		B
89	観光交流・商業	内海	観光情報の発信の充実	・町観光協会HP「ふらっと南知多」などを活用して、地区のイベントや季節の情報など最新の観光情報の発信強化	すでにTVやHPなど多様なメディアを活用して観光情報を提供しているが、今後もリニューアルを続けながら観光情報の発信を行っていく。		産業振興課		A
90	観光交流・商業	内海	観光推進体制の整備	・地区全体での観光まちづくり推進に向けた観光業や農業や商工業などの多様な関係者の連携による推進体制の構築	観光協会、観光協会支部、各種団体と十分協議して進める。		産業振興課		A
91	観光交流・商業	山海	観光交流ゾーンの整備	・岩屋寺を中心とした歴史的な観光交流ゾーンや、砂浜を中心とした海沿いの観光交流ゾーンの整備	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設の整備として地元で十分議論する必要がある。	観光交流ゾーンの整備	産業振興課	建設課	C
92	観光交流・商業	山海	日本一の桜並木の整備	・県道への桜の植樹	道路占用許可が可能な道路数があるかどうか不明、また場所によっては許可が難しいと思われる。		建設課		C
93	観光交流・商業	山海	※ 護岸の遊歩道化の要望	・現在、県が実施している海岸堤防等老朽化対策緊急工事により設置される大型波返護岸の上部を遊歩道として利用する。	県の当初計画では、老朽化対策として経済性を優先した護岸嵩上げと消波ブロック設置となっていたが、強い地元要望により、景観に配慮し、護岸高を抑えるとともに上部を遊歩道として利用できる、大型波返護岸へと変更した。県は護岸上部を遊歩道として目的外利用することについて前向きに検討してくれている。松原の海水浴場と護岸遊歩道の連続性を確保するため、山海漁港背後の海岸保全区域の占用と施設整備(階段・歩道・境界フェンス等)も考える必要がある。本来、海岸保全区域の占用は難しいが、新設の大型波返護岸との一体利用を県に訴え、一括で占用許可を得る必要がある。		建設課	産業振興課	A
94	観光交流・商業	山海	町全体の観光コーディネートの推進	・地区を超えた南知多町全体の観光コーディネートの推進 ・地引き網体験、農業体験など体験事業の充実と、町全体で体験事業を取りまわす体制・事務局の整備	観光協会の組織強化については、観光協会各支部の組織体制の充実・強化と合わせ支援していく必要がある。		産業振興課		A

95	観光交流・商業	山海	魅力づくりボランティア隊の整備	・地域の特性と豊かな自然環境を生かしたまちづくりを主体的に進める魅力づくりボランティア隊を整備する。	地域のまちづくりは、地域住民一人ひとりが、地域に関心を持ち、自分の住む地域の活動に積極的に参加することが大切である。現在、内海・山海まちづくり協議会が旧山海小学校のグラウンドを整備し、地域住民のふれあいの場として利用したり、また山海地区の有志住民が遊休地を活用し、そばの収穫からそば打ち体験といった世代間の交流事業や景観美化活動を実施している。このような地域住民が主体となって行う地域活性化のための自主的な活動に対して、行政は助言や財政面で必要な支援をする。	地域振興課	社会教育課	A	
96	観光交流・商業	山海	ウォーキングコースの整備	ウォーキングコース及び看板、休憩所の整備	ウォーキングコースの指定は可能と思われるが、近隣住民の合意が必要。休憩所については、土地の購入、建物の建設等に費用がゆかり、費用対効果は低いと思われる。		社会教育課	C	
97	観光交流・商業	山海	ハイキングコースの整備	ハイキングコースと見晴らし台の整備	ハイキングコースの指定は可能と思われるが、近隣住民の合意が必要。見晴らし台については、土地の購入、建物の建設等に費用がゆかり、費用対効果は低いと思われる。		社会教育課	C	
98	観光交流・商業	山海	マリンスポーツ客の受け入れ環境整備	・マリンスポーツ客の受け入れに関する方針・ルールづくり ・マリンスポーツ客のニーズを把握し、利用しやすい海岸に向けた、駐車場やシャワー設備などの環境整備	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設の整備として地元で十分議論する必要がある。	産業振興課	建設課	C	
99	観光交流・商業	山海	山海の観光マップの作成	・海以外の観光資源もわかりやすいように、山海地区の観光ポイントとなる魅力的な資源を載せた観光マップを作成	町内観光マップが整備されていないのは、山海地区だけである。過去には、作成されていたが、現在は無い。他地区同様、観光資源の再調査などを行い魅力的な観光地の紹介ができるようなマップの作成を支援する。	産業振興課		A	
100	観光交流・商業	山海	地域の商業を守る仕組みの推進	・地域の商業を守るため、住民が積極的に地域の商業施設を利用する取組みの推進	山海地区は小売業者が少ないが、競合が発生しないというメリットがある。高齢者等の買い物難民に対する宅配サービスなど、高齢者等の見守り事業に着手しやすい。今後地域の商業(商店)を守るための手立ては考えられる。	産業振興課		C	
101	観光交流・商業	豊浜	貸農園・観光農園、体験学習の場の整備	・遊休農地を活用し、地域の元気な高齢者や町外者に貸し出すことができるコアアグリの貸農園、果実等のもぎ取り体験ができる観光農園、里山の遊びを伝える体験学習の場などの整備	遊休農地の解消にはなる。農地の条件にもよるが、耕作に適さずに遊休農地化しているところであらたに観光農園を開発することは困難。	産業振興課		C	
102	観光交流・商業	豊浜	※「道の駅」などの観光レクリエーション拠点の整備	・石之浦理立地に農漁業、工業、商業、観光業が連携し、地域の農産物、海産物などを販売する物販施設やまつり・マーケットなどを行うイベント広場、駐車場等を備えた道の駅の整備 ・魚ひろばを拡張し、地域の農産物、海産物などの特産品を味わうことができる飲食施設の整備	事業効果は高いが、民間主導による整備は資金面などから難しい。官主導による整備は、他地区との兼ね合いが難しい。	産業観光エリアの整備	産業振興課	B	
103	観光交流・商業	豊浜	貝がら公園を活用した観光まちづくり(トイレ、アクセス道路、散策道の整備)	・貝がら公園の公衆トイレやアクセス道路の改修、富士見台展望台の整備等、貝がら公園から富士ヶ根公園、石之浦、中洲港などをつなぐ散策道の整備 ・散策道の沿線の魅力化を図るために、果樹園や草木などの整備 ・魅力的な地域としていくため、環境美化条例等を制定して日本一ごみのない地域としていく取組みや各種ハイキングイベント誘致、観光魅力を向上し、発信するための取組みの実施	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設の整備として地元で十分議論する必要がある。	産業振興課	地域振興課 環境課 建設課	C	
104	観光交流・商業	豊浜	水産試験場のリニューアルとPR	・水産試験場を観光資源等として有効活用するため、広く研究内容をPRしつつ、子どもたちの社会見学の受け入れなどの観光資源としてのリニューアルの促進	愛知県の施設であるため、愛知県の判断による。研究施設のため、観光施設としての開放は限定的。	産業振興課		C	
105	観光交流・商業	豊浜	鯛まつりの魅力づくり	・鯛まつりの魅力化に向けて、ライトアップやイルミネーションの実施や、観光客等がゆくりまつりを楽しめるように観覧席等の設置 ・鯛まつりに合わせ、鯛を使った料理コンテストなどの各種イベントの実施	地区の祭り行事なので、地元区、観光協会、まちづくり会などと十分協議して、地元が主体となってできるよう支援する。	産業振興課		A	
106	観光交流・商業	豊丘	観光開発ゾーン	・観光開発ゾーンの拠点として、産直施設や潮干狩りなどの体験型観光施設、農産物、海産物をその場で楽しめるバーベキュー場やレストランの整備 ・来客のための駐車場の整備	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設、資源の整備として地元で十分議論する必要がある。	産業振興課		C	
107	観光交流・商業	豊丘	散策ルートづくり(海岸や河川などの水辺空間等を活用した散策ルートの整備)	・河川・道路整備	地元と協議し、散策ルートを決定しないと、整備すべき箇所が決まらないため、判断が出来ない。	建設課	産業振興課	C	
108	観光交流・商業	豊丘	レンタサイクル施設の設置	地域内を気軽に回ることができるよう、レンタサイクル施設の設置とレンタサイクル事業の実施	民間事業者ができるよう側面的な支援を行政として行う必要がある。	産業振興課		C	
109	観光交流・商業	大井	※弘法大師を活かした観光拠点の整備(上陸大師・聖崎公園周辺)	・聖崎公園周辺を地域の主要な観光資源として、アクセス道路やトイレ、駐車場をはじめ、キャンプや自然体験、バーベキューなどが楽しめるように整備 ・聖崎公園の沖に鎮座する上陸大師像のPRを強化するとともに、弘法大師の歴史がわかる案内看板の設置、景観に配慮した土台の強化及び連絡通路の整備	土地の所有者初め住民の合意が必要であり、新たな観光施設として地元で十分議論する必要がある。	産業振興課	建設課	C	
110	観光交流・商業	大井	海釣り公園の整備	・四季を通じて楽しめる海釣り公園の整備	地元漁協及び観光協会との十分な協議が必要である。	建設課		B	
111	観光交流・商業	大井	海辺や歴史資源をつなぐ散策・ウォーキングルートの整備	・上陸大師像から聖崎海岸へつながる海辺の散策路(海遊ロード)、主業大師像や天神山、のろし台、28社をむすぶ里山の散策路(空海ロード)など、観光客や地域住民が大井の歴史資源や美しい景観を楽しみ、健康づくりにも役立つような散策・ウォーキングルートの整備	すでに大井28社めぐりハイキングコースとして、地元区により整備されているが、さらに整備充実を図るという点では実現性が高い。	産業振興課	建設課	B	
112	観光交流・商業	大井	海産物・農産物の地域ブランド化	・地元の海産物や農産物を使った特産品や名物料理などを開発し、地産地消や販路開拓を進めるとともに、大井地区の知名度アップやブランド化の推進	6次産業化事業との位置付け。	産業振興課		B	
113	観光交流・商業	片名	特産品を使った商品開発	・観葉植物や干物などの片名の資源を活用した、観光の目玉となるような新たな特産品の開発	同上	産業振興課		B	
114	観光交流・商業	師崎	※観光センターや朝市を核とした「海の駅」構想	・海上交通の利用者などでにぎわう師崎港の観光センターの建て替えによる、観光案内や情報発信、土産物などの物販機能等の強化、利便性向上 ・観光センター及び朝市周辺をイベントゾーンとして整備し一体的な集客力の向上	師崎観光センターは老朽化しており、渡船施設として改築の必要がある。師崎観光センターの改築、周辺駐車場及び師崎港朝市周辺の整備を漁協、地元区、観光協会等を十分協議する必要がある。	産業振興課	建設課 地域振興課	A	
115	観光交流・商業	師崎	※散策コースの整備	・師崎周辺地域の歴史や、海岸・河川などの水辺、美しい景観などの魅力を感じてもらえるように、名所を楽しむ効率的に散策できるようなモデルコースの整備 ・インパクトがあり、地域の人たちが愛着の持てるように、子どもがタイルを張ったり、防波堤に絵を描いたり、道端に花を植えたりするなど手作りで散策コースを整備	コースの設定については、生活道路も含むので、まちづくり協議会、観光協会、地元区との十分な協議が必要。	水辺空間などを活用した散策ルートの整備	産業振興課	建設課	B
116	観光交流・商業	師崎	古いまち並みを活かした観光振興	・のんびりと散策や買い物を楽しんでもらえるように、路地や黒板塀の家屋など漁師町の風情を残したまち並みを観光資源として活用	古い町並みには、細い路地があり、住宅が密集しており、地域全体で観光資源としての活用の十分な協議が必要。	産業振興課	地域振興課	B	
117	観光交流・商業	師崎	レンタサイクルの導入	・観光センター及び朝市会場へのレンタサイクルの拠点整備、まち並みや寺社、公園、師崎港、展望台、羽豆岬を巡ってもらうためのサイクリングロードの整備	サイクリングロードを設定するためには、自転車を通れる道の確保が必要だが、主要道は交通量の多い国道であり、狭い路地は歩行者が通る道となっているため、新たな道路を設置するの、ルールを設け、路地は歩いてもらうか、安全の確保が先ず第一である。	産業振興課		C	
118	観光交流・商業	師崎	観光客向け駐車場の整備	・駐車場の整備	漁港施設用地の有効活用を図るため、土地利用の見直しをすることは、地域振興につながるが、国庫補助により造成した土地であるため、用途変更にかかりの時間を要すると思われる。	建設課	産業振興課	B	
119	観光交流・商業	師崎	公衆トイレの整備	・観光客が気持ちよく利用できる公衆トイレの整備と清掃活動の実施	師崎観光センターは老朽化しており、渡船施設として改築の必要があるため、師崎港のトイレについては、観光センターの改築と同時に検討する。	産業振興課	建設課 環境課	B	
120	観光交流・商業	師崎	師崎の知名度向上に向けたPR強化	・伝統の祭りをはじめとした地域の様々な魅力をWEBやリーフレット、案内看板等を通じて外部に積極的に情報発信し、師崎の知名度向上・イメージアップ	観光協会を中心にまちづくり協議会、地元区など協力して、情報発信し、師崎の知名度向上・イメージアップができるよう支援する。	産業振興課	企画課	A	
121	観光交流・商業	師崎	特産品開発による地域ブランド化	・師崎の新たな特産品開発による地域ブランド化	民間事業者が自ら全てやり切ることができるよう側面的な支援を行政として行う必要がある。	産業振興課		B	
122	観光交流・商業	師崎	観光案内ボランティアの実施	・師崎の歴史など様々な魅力を、案内ボランティアなどにより直接伝えていく仕組みの構築 ・住民が観光客に、師崎の歴史や文化を自分の言葉で伝えられるよう、住民のおもてなしの心づくり	すでに、羽豆岬案内人の会、町観光ボランティアが活動しているが、さらに組織、活動の充実が図れるよう支援していく。	産業振興課		A	
123	観光交流・商業	師崎	観光の話題づくり	・師崎地区から都市部の空に向けてレーザーを放つなど、師崎が目立つ話題づくり ・知多娘のように、師崎のゆるキャラ・ご当地キャラ、ご当地アイドルをつくり、PRやお土産などに活用	外部に積極的に情報発信し、観光の話題づくりができるよう支援していく。	産業振興課	地域振興課	B	

124	観光交流・商業	篠島	散策路の整備	・篠島の自然・景色・歴史・文化を楽しみながら島を一周できる散策路を、ハイキングコースとして整備 ・ハイキングコース沿いに、一体みしたりお弁当を食べたりできる休憩所やトイレ等の整備	休憩所については、平成26年度に牛取展望台を撤去し、新たに東屋(休憩所)を新築する予定。	散策路の整備	産業振興課	建設課	B
125	観光交流・商業	篠島	※牛取展望台の撤去と跡地の再整備	・老朽化した牛取展望台を撤去し、鳥居を改めて設置して、お伊勢さんが望める公園の整備	平成26年度に牛取展望台を撤去し、新たに東屋(休憩所)を新築する予定。鳥居については、計画がない。		産業振興課		A
126	観光交流・商業	篠島	観光船乗場及び周辺環境の整備	・島の玄関口である観光船乗場に観光ボランティアの窓口や島の水産物を楽しめる場所を設けたり、周辺に案内板を設置する等、おもてなしの空間としての整備		乗船場周辺の緑化	産業振興課		B
127	観光交流・商業	篠島	無人島の観光利用	・篠島周辺の無人島に船着き場などを整備し、島でサバイバル体験をしたり、ロケを誘致したりするなど、観光資源として活用			産業振興課		C
128	観光交流・商業	篠島	神明社の拠点整備	・神明神社のかつての呼称「伊勢土之宮」を生かして、伊勢神宮とのつながりのPR ・神明神社に島民が常駐し、おみくじを販売したり、島を案内したりできる拠点の整備	宗教施設であるので、行政としては関わる事ができない。宗教法人、氏子等が検討すべき事業である。		産業振興課		C
129	観光交流・商業	篠島	観光振興ゾーンの整備	・篠島パークゴルフ場跡地を活用した下記のような施設整備などを検討し、観光振興ゾーンの整備 子どもが地域のお年寄りなどから農業を学び、自然体験、農体験できるような市民農園・産直施設雨天時も楽しめるプールや飲食施設、島の歴史や、習わし、生業など、篠島のことがすべてわかる歴史資料館、吉田拓郎記念館など、観光の拠点となるような施設、保養施設		レクリエーション地区の整備	産業振興課	地域振興課	C
130	観光交流・商業	篠島	魚介類の島としての観光PR	・「魚介類と言えは篠島」と言われるようにブランド化を図り、観光の目玉としてPR ・朝市・産直市の本格実施		自然資源を生かした観光業の振興	産業振興課		B
131	観光交流・商業	篠島	島民の観光ガイドの育成	・観光客が島民の誰に話しかけても、篠島の日々の暮らしや仕事などを、各島民の言葉で伝えてもらえるよう、島民を観光ガイドとして育成	すでに、おかみの会が観光ガイドとして活動しているが、さらに組織、活動の充実が図られるよう支援していく。		産業振興課		A
132	観光交流・商業	篠島	新たな観光船ルートの開発	・ゆかりの深い伊勢と篠島とを結ぶ新たな観光ルートの検討			産業振興課	地域振興課	C
133	観光交流・商業	篠島	良好な景観を保つための環境整備	・路上駐車を解消するための有料駐車場整備	前浜海岸の路上駐車を駐車場へ移動させることは、美観を保つ上で有効と思われるが、駐車場用地の確保をどうするのか、有料となることへの理解が得られるか不明。		建設課	産業振興課	C
134	観光交流・商業	篠島	篠島の海産物・加工食品のブランド化	・日本一のしらす、県内一のふぐ等に、「篠島」のタグをつけ、「魚介の島篠島」のPR ・味付けのりなど篠島の水産物の加工食品の地域ブランド化を図り、篠島の味としてPR	民間事業者が自ら全てやり切ることができるよう側面的な支援を行政として行う必要がある。	自然資源を生かした水産物の振興	産業振興課		B
135	観光交流・商業	日間賀島	案内看板の設置	・島内全域を気軽に散策できるよう、名所旧跡などを記した案内看板の設置	平成25年度中に実施予定。		産業振興課	社会教育課	A
136	観光交流・商業	日間賀島	体験施設等の整備	・島内外の人が交流できる拠点として、古いまち並みや古民家等を活用しながら、絞や干物づくりなどの島の伝統文化、食文化などを体験・学習できる施設の整備	観光の島として既に様々な体験交流のメニューが開発されている。今後さらに注目される観光地として、アピールできる取組みは必要である。地域からの具体的な提案を受けて検討していく。		産業振興課	社会教育課 地域振興課	A
137	観光交流・商業	日間賀島	駐車場の整備	・観光関係者及び船乗場利用客のための駐車場の整備	地元漁協及び観光協会との十分な協議が必要である。		建設課	産業振興課	B
138	企業誘致・雇用	内海	第6次産業化の促進	・観光業や農業、漁業、商工業などの多様な関係機関の連携による6次産業化の促進及び雇用機会の創出	各産業の振興や地域の活性化に効果がある。		産業振興課		A
139	企業誘致・雇用	山海	若い人の雇用の確保	・若い人の雇用の確保するための企業誘致、地場産業の活性化 (遊休農地を利用した企業の誘致・移転などが考えられる。)	山海地区内には、工場を誘致すべき候補地は見当たらないが、全町的に適地・候補地を検討していくことは可能。町の産業・雇用を通して住民生活にも直接貢献できる事業であり、企業のニーズを把握し、地場産業の振興とあわせて取り組んでいく必要がある。		企画課	産業振興課 地域振興課	B
140	企業誘致・雇用	豊浜	工業団地の整備	・新たな雇用の場を確保するため、プラスチック工業団地や石之浦理立地、国営農地開発事業地内等の未利用地における新たな工業団地等の整備	雇用・産業への効果は高く、住民生活に直接貢献できる事業であるが、企業の立地優位性をアピールできるかが課題。プラスチック工業団地の周辺への拡大や、豊浜石之浦理立地など進出企業が一定の業種に絞られることから、企業ニーズを把握する必要がある。	プラスチック工業団地周辺の保全・整備及び新たな工業団地の立地誘	企画課	産業振興課	B
141	企業誘致・雇用	豊浜	既存の中小企業支援	・住民の雇用の場として地域経済を支えている既存の中小企業を支援する優遇措置等の検討	町内の中小企業を支援策として、小規模企業等振興資金信用保証料補助を実施している。また、平成26年度にプレミアム付商品券発行事業の補助を予定しているが、今後さらに町内の中小企業を支援する優遇措置等の検討をする必要がある。		産業振興課	企画課	C
142	企業誘致・雇用	片名	企業誘致	・若者の雇用の場を確保し定住を促すために、遊休農地を活用した既存の事業所の移転・拡張、海産物を生かした食品メーカーなどの新たな企業誘致	土地造成費用の負担に加え、企業の立地誘導のための優遇措置などが必要になるが、前提となる立地企業のニーズが不透明なことから事業実施は難しい。地域の特産物などを生かした新商品開発など地域との協働による地場産業振興を図ることも考えられる。		企画課	産業振興課	C
143	企業誘致・雇用	師崎	観光を中心とした若者の新たな雇用創出	・観光を中心とした関連産業の振興、遊休農地における新たな事業の誘致など、若者が働き続けられる雇用創出	地域の活性化に効果がある。		産業振興課		B
144	企業誘致・雇用	篠島	若者の雇用の場の創出	・新堤防周辺に味付けのり工場、篠島小学校跡地に介護・子育て支援施設などの福祉複合施設を整備したり、漁業・加工などの体験型観光を充実することにより、若者の雇用の場の創出			福祉課	保健介護課 学校教育課 産業振興課	C
145	企業誘致・雇用	日間賀島	若者の雇用創出	介護福祉施設や保育所など、若者のための新たな雇用の場の整備 ・介護福祉施設として老人ホーム等の設置 ・保育施設として、託児所等の設置による雇用の創出	民間施設として運用する場合は、顧客ニーズと採算性が課題となる。また、公的施設とする場合は、財政的負担や効率性を考慮する必要があるが、従来の地場産業や観光業に加えて福祉サービス部門の事業で雇用を創出していくことは、今後の取組みの視点として検討すべきである。		企画課	保健介護課 福祉課 産業振興課	B
146	企業誘致・雇用	日間賀島	高齢者の雇用創出	・のりづくりなどの食品加工やシルバー菜園、産直施設など、元気な高齢者が生きがいを持って働くことができる雇用の場の整備	地域の活性化に効果がある。		産業振興課	保健介護課	B
147	福祉・医療・子育て	豊浜	保育所の移転・整備	・安心・安全な保育所環境			福祉課		C
148	福祉・医療・子育て	豊浜	高齢者向け施設の整備	・高齢者の自立した生活を支えるため、老人憩いの家などの既存の施設の有効活用及び新たな施設の整備	老人憩いの家はほとんどの地区で整備済みのため、有効活用の検討を地元と協議する。		保健介護課		B
149	福祉・医療・子育て	豊丘	子どもの遊び場の整備	豊丘の乃木山で子どもたちが自然遊びのできるアスレチックの整備。むくろじ会館周辺の草刈りなどの管理体制の構築。	児童公園や都市公園として整備することはできないか。乃木山の購入または賃借、アスレチックの整備、その後の管理運営には、かなりの費用が必要。費用対効果は低いと思われる。むくろじ会館周辺の草刈りは、地域住民の理解と協力が必要である。住民の自主性に任せるべき。		社会教育課	福祉課	C
150	福祉・医療・子育て	大井	高齢者福祉施設の整備	・高齢者が安心して暮らし続けられる高齢者共同住宅の整備	需要予測が不明		保健介護課		C
151	福祉・医療・子育て	師崎	保育所の整備	・安心・安全な保育所環境	地理的な現状を踏まえ、慎重に検討すべきと考えられる。		福祉課		C
152	福祉・医療・子育て	篠島	子育て支援のための施設整備	・保育所と介護支援施設を共存			福祉課	保健介護課	C
153	福祉・医療・子育て	篠島	介護支援のための施設整備	・篠島小学校跡地に、避難所も兼ねた保育所・幼稚園を、介護支援施設などと合わせた福祉的な複合施設として整備			保健介護課		B
154	福祉・医療・子育て	日間賀島	介護支援のための施設整備	・デイサービスやショートステイのできる施設の整備と、それによる若者の雇用の場の確保	補助金を交付する場合、職員採用に地元優先の条件を付ける		保健介護課		A
155	福祉・医療・子育て	日間賀島	子育て支援のための施設整備	・安心・安全な保育所環境			福祉課		C
156	福祉・医療・子育て	日間賀島	診療所の充実	・島民だけでなく観光客も安心して滞在できるよう、夜間診療などにも対応した診療所の充実	民間の医師が開設しており、町は運営費補助金を交付している。		診療所施設・医療設備の充実	保健介護課	B
157	福祉・医療・子育て	日間賀島	ヘリポートの整備	・ドクターヘリによる搬送ができるよう、24時間対応のヘリポートの整備				防災安全課	

158	防災	内海	避難タワーの整備	・内海サービスセンターなどに、観光客にも住民にもわかりやすく避難しやすい避難タワーの整備				防災安全課		
159	防災	内海	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、避難路の拡幅や舗装の整備、草刈り等の強化 ・身近に避難できる新たな津波一次避難場所の整備 ・避難場所や避難路を示す案内看板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
160	防災	山海	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・身近に避難できる新たな津波一次避難場所の整備 ・すべての津波一次避難場所に車で避難できるよう避難路の拡幅や舗装、草刈り等の強化 ・避難場所や避難路を示す案内版などを設置し、住民への周知徹底				防災安全課		
161	防災	豊浜	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、避難路の拡幅や舗装の整備、草刈り等の強化 ・身近に避難できる新たな津波一次避難場所の整備 ・避難場所や避難路を示す案内看板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
162	防災	豊浜	防災上危険な場所の改善	・かけ崩れの危険性のある場所、放置されたままの空き家などの改修、撤去				防災安全課		
163	防災	豊丘	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・豊丘むくじ会館等の慣れた場所で身近に避難できる新たな津波一次避難所の整備 ・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、避難路の拡幅や舗装の整備、草刈り等の強化 ・避難しやすいよう、避難場所や避難路を示す案内板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
164	防災	大井	津波・高潮対策	・海岸線の防潮堤の耐震・耐津波対策及び嵩上げの検討	防潮堤の嵩上げについては、住民合意が必要となる。			建設課	防災安全課	B
165	防災	大井	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、さくら坂などにおける避難路の拡幅や舗装の整備 ・縄文遺跡付近など身近に避難できる新たな津波一次避難場所の整備 ・避難場所や避難路を示す案内板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
166	防災	大井	自主防災力の強化	・若い世代の参加による自主防災組織強化、夜間等の実践的な防災訓練の実施				防災安全課		
167	防災	片名	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、避難路の拡幅や舗装の整備、老朽化した橋梁の架け替え、草刈り等の強化 ・民間マンション等にも協力を要請し、身近に避難できる新たな津波一次避難場所の整備・確保 ・避難しやすいよう、避難場所や避難路を示す案内板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
168	防災	片名	自主防災活動の強化	・避難訓練を通じた避難路の確認や避難場所の整備内容、備蓄品の検討など、自主防災活動の強化・充実				防災安全課		
169	防災	片名	新たな防災拠点の整備	・師崎中学校に加えて、集落から近い場所に新たな防災拠点の整備				防災安全課		
170	防災	師崎	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、避難路の拡幅や舗装の整備、草刈り用の強化 ・身近に避難できる新たな津波一次避難場所の整備 ・避難場所や避難路を示す案内板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
171	防災	師崎	護岸の整備	・護岸の整備(天神山地先海岸を想定)	現在、県は町内の県管理海岸の護岸を老朽化対策として、国庫補助事業により必要な箇所の改修を実施しているが、天神山地先については対象となっていない。また、この区間は必要とする護岸の高さも確保され、歩道も設置されているため、事業を実施する可能性は極めて低い。			建設課	防災安全課 産業振興課	C
172	防災	篠島	※ 避難所の整備	・篠島小学校跡地に、保育所・幼稚園や介護支援施設などの福祉的な複合施設を整備する際には、避難所として活用できるように整備				防災安全課		B
173	防災	篠島	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できるよう、避難路の拡幅や舗装の整備、草刈り等 ・身近に避難できる新たな津波一次避難所の整備 ・避難しやすいよう、避難場所や避難路を示す案内板などの設置と住民への周知徹底				防災安全課		
174	防災	日間賀島	津波一次避難場所及び避難経路の整備	・高齢者や車いすでも安心して避難できる津波一次避難場所及び避難路の整備				防災安全課		
175	防災	日間賀島	※ 救急・消防の専門スタッフの配置	・日間賀島サービスセンターに救急や消防の専門スタッフを配置するなど、救急・消防体制の充実				防災安全課		B
176	歴史・文化・教育	内海	避難所を兼ねた文化複合施設の整備	町民会館用地に避難所を兼ねた資料館、図書館、体育館等を整備する。	町民会館用地購入の担当課である防災安全課より、購入後の具体的な計画や方向性が示されていないため、現状では判断できない。ただし、現在の町民会館用地に提案にあるような施設を整備するのであれば、平時における施設利用、災害時における避難所施設として活用できるため有効性が高いと思われる。			社会教育課	防災安全課	B
177	歴史・文化・教育	内海	歴史探訪ゾーンの整備	内田家の整備、周辺の環境整備	平成17年度から行っている整備事業により、家屋の修復工事が進んでいる。歴史・探訪ゾーンとして周辺環境の整備にも今後取り組んでいく。	歴史・文化資源の保全・育成	社会教育課			A
178	歴史・文化・教育	内海	空き家を活用したアートギャラリーの整備	空き家の確保、芸術家への紹介	芸術家を迎えて、質の高い芸術が身近な存在になるという点では効果の高い事業と思われる。空き家スペースの有効活用にもつながるため事業の有効性は高い。しかし、招待する芸術家の考え方、迎える空き家などの程度その芸術家の要求を満たすかなど、検討することも多く、慎重に事業を進めていく必要があると思われる。		社会教育課	地域振興課	C	
179	歴史・文化・教育	内海	資料館のPR強化	資料館の整備、HP、パンフレット等の改訂等	郷土資料館には貴重な資料が多く、他市町村からの来館者等から整備、PR強化の要望が多数寄せられているという現状がある。今後、HPやパンフレットの改定等を通して、現在の資料館のPRに努めていくとしても、現状の職員配置では入館者の対応が十分にできず、資料館が無人の状態となることがほとんどなので効果はない。また、本庁所蔵の民俗資料は知多半島の中でも貴重なものが多く保存価値が高いため、良好な状態で後世に残していくため、専用の保存・収蔵施設の整備が必要と思われる。この、保存・収蔵施設は、廃校となった学校等、他の目的で建設された施設ではなく、当初から保存・収蔵するために整備した施設でなければ意味がなく、資料の保存・活用のために専用施設整備等に関する問題が必ず出てくること予想される。		社会教育課		B	
180	歴史・文化・教育	内海	梅原邸の環境整備及び活用	家屋整備、所蔵品調査、活用	提案にある所蔵品調査は平成23年度より実施しており、全体の3分の1程度が終了した。今後も調査を継続していく。邸内に展示したり、所蔵品目録等の作成により活用を図っていくことが、名誉町民である梅原猛先生との親睦を深め、先生の功績を伝えることにつながるものと思われる。		社会教育課		A	
181	歴史・文化・教育	山海	安全・安心な通学環境の整備	・自転車通行帯の整備	自転車通行帯の整備により、交通安全の面で効果があると考えられるが、私有地を道路用地として取得することになると、事業実施には相当な時間・費用が見込まれるため、緊急度、優先度から判断されるべき事業であると考えられる。		建設課	学校教育課	C	
182	歴史・文化・教育	山海	学童保育のスペースの充実	・施設整備	山海地区で考えるのではなく、校区(内海)として進めていくことが望ましい。		福祉課		C	
183	歴史・文化・教育	山海	子育てしやすい環境の整備				福祉課		C	
184	歴史・文化・教育	豊浜	学童保育と高齢者のサロンの実施	・施設整備と人員確保	利用者が長期にわたって見込めるようであれば、学校との検討の余地もあるが、見込みない状態で開設となると人件費の支出と配置が難しい。		福祉課	社会福祉協議会	C	
185	歴史・文化・教育	豊浜	小中学校の統合・整備	・子どもの向上心や社会性、協調性を育むための小中学校の統合・整備	学校の統廃合については、教育委員会で平成18年2月に「学校統廃合の基本構想について」を策定しており、その中で、中学校は1校、小学校は各地区に1校で全5校としている。また、新運動公園総合整備構想で、豊丘地区に中学校、保育所及び給食センターの建設を計画している。この計画は、現在検討中であるが、地域住民の同意や建設予定地の法規制等のクリアが大きな問題であり、計画の平成31年度からの開校等は、困難が予想される。小学校については、各地区に1校としているため、この計画には入れないこととする。		学校教育課		B	
186	歴史・文化・教育	豊浜	鯛まつり記念館の整備	記念館の建設、維持管理	鯛まつりに関しては、祭礼はもちろんのこと、太鼓打ち着物の文化財的価値が高まっているように思われる。特に太鼓打ち着物は、着物製作技術の伝承の面からもその保存について全国の専門家から注目されている。このため、本事業の提案内容は、地域の子どもたちに対する伝承や保存意識の高揚、地域活性化のみならず、文化財保存の面からも大変効果的な事業であることは間違いないのであるが、実現するまでには綿密な計画と地区民の協力、多額の経費が必要であり、さらに専門館であるために整備後の維持管理、活用という面で、大きな労力が必要となることと予想される。		社会教育課	学校教育課	C	
187	歴史・文化・教育	豊丘	※ 保育所・小学校の統合・整備	・福祉・教育ゾーンの拠点として、津波対策・避難所を兼ねた保育所・小中学校の統合・整備	学校の統廃合については、教育委員会で平成18年2月に「学校統廃合の基本構想について」を策定しており、その中で、中学校は1校、小学校は各地区に1校で全5校としている。少子化により、教育環境は大きく変化しており、学校統廃合についても、さらなる検討を進めることが必要となっている。今後、法規制や財政面などの調査・検討とともに、アンケート調査を実施し、具体化させていくことが必要である。	福祉・教育ゾーン	学校教育課	福祉課	B	

188	歴史・文化・教育	大井	※ 地域の歴史文化などを体験・学習できる 文化交流拠点施設の整備	遺跡の発掘調査、縄文遺跡展示館あるいは土器・石器作り体験館等の建設等	大井地区の遺跡については部分的な発掘が実施されたにすぎず、遺跡の性格が十分にわかっていないため、計画を実現するためには、まず遺跡の大規模な発掘調査を実施した上で行わなければ、他の類似施設のまねごとになるだけで十分な効果は望めない。とはいえ、大井地区の遺跡からは、これまでの部分的な調査だけでも歴史上重要な遺物が出土しているため、発掘調査の成果次第では有効な事業を実施できる可能性が秘められている。発掘調査は現状では複数年かかると思われるため、提案の実現には長い時間が掛かるものと思える。	社会教育課		C
189	歴史・文化・教育	大井	遺跡などの歴史資源の保全・活用	天神山遺跡等の発掘調査、のろし台の保護施設設置、散策路・案内看板等の整備	天神山遺跡・のろし台ともに本町においては大変重要な遺跡・史跡である。(のろし台は、近世末期のものとしては他に類例がないため、大変貴重である)。提案は、この貴重な遺跡、史跡を保存整備するものであり、活用することにより、地区民にも周知されるため、実現できれば大変効果の高い事業と思われる。しかし、のろし台については土地所有者が整備に難色を示しており、文化財指定を申し入れた際にも断られた経緯があるため、実現には相当な困難があるものと思える。なお、のろし台は炉の壁面が崩れだしているため、保存の面では緊急性が高い。	社会教育課		C
190	歴史・文化・教育	師崎	世代間交流を通じた子どもの居場所づくり	放課後子ども教室の導入、実施場所の整備	学校の余裕教室の有無、放課後子ども教室の導入などの課題があるほか、師崎地区でどれほどのニーズがあるか等の調査をおして事業計画を慎重に進める必要がある。学校の理解、協力ができない事業であり、社会教育課のみの実施は不可能。	社会教育課		C
191	歴史・文化・教育	師崎	図書館の充実	児童図書分館の耐震等整備工事、図書管理システムの導入、図書館司書の雇用等	現状の施設ではスペースが足りない。整備工事、図書管理システムの導入、司書雇用等にも多額の経費が掛かり、提案を実現するためには、新たな施設建設を検討したほうがよいと思われる。	社会教育課		C
192	歴史・文化・教育	日間賀島	学童保育の実施	・施設整備と人員確保	お年寄り遊びを教えるのであれば、学童保育でなく、講座の期間を設けての利用の方法も考えられる。	福祉課		C
193	コミュニティ・施設整備・その他	内海	地区の集落再編の検討	・現在の地区の状況に応じた集落の再編の検討	まず、自治組織の改革・再編の必要性が地区住民に合意されることが前提。地域の事情や今後の見通しなど、地位の置かれた状況を把握して問題を提起し、議論していく必要がある。方向性が定めれば、行政として協力できる部分もあられる。	企画課	総務課	C
194	コミュニティ・施設整備・その他	内海	公共施設等の管理運営制度の整備	公の施設の指定管理制度 公園の里親制度(アダプトプログラム)	本町の全ての公共施設について、施設の廃止や他用途への転用、区等への移譲、民営化や民間委託、また、利用者ニーズに対応した柔軟な運営コスト意識をもった指定管理の実施など、施設のあり方、方向性を十分検討し、そのうえで、指定管理者制度を適用できる施設を決める必要がある。指定管理に移行する場合、施設の設置目的、管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、受け皿となる団体の成熟度などから検討する必要がある。また、施設の整備費用に見合う効果が見込めるかどうか、今後の維持修繕日の負担について検討する必要がある。	総務課	企画課	B
195	コミュニティ・施設整備・その他	山海	若い人たちの意見を聞く場の設置	・これからの山海地区野担い手である若い人たちの意見を聞くための場の設置	若い世代との対話は、今後の地域協働を考えるうえで重要と考える。若者の関心の高い対話テーマを設定するなど、広く積極的に参加していただける方法を検討する必要がある。行政側から設定する場ではなく、地域又は若者のグループからの提案によりテーマを設定し、行政サイドの出席を要請する出前方式も考えられる。	企画課		A
196	コミュニティ・施設整備・その他	山海	※ 山海ふれあい会館を活用した地区集会所の整備	施設整備工事(合併処理浄化槽設置、消防設備設置等)	山海公民館の利用はそれほど多くないという現状の中で、近隣に同種の施設を整備する緊急性がない。山海ふれあい会館は、現在の郷土資料館が使用できなくなった際に、収蔵資料の一時保管場所として使用することを考えているため、集会所のスペースはない。あえて、ふれあい会館を地区集会所にするのであれば、山海公民館をどのように活用していくかを検討していく必要がある。現在、山海公民館は、観光客や釣り客等により、駐車場、トイレ、手洗い所が手荒に利用されており、施設管理の上で大変困っている。山海公民館のトイレのことを観光客用トイレと記した観光案内冊子にもあるが、役場職員が出版社にそのような情報を流したことがあり、その情報をもとに掲載されているという話もある。駐車場とともに、無料の駐車場、トイレ、手洗場所という情報が流れている。このため、施設内に貼紙を貼って注意を促したり、悪質な観光客等に個別注意等を行っているが、全く効果がない。このような状況の中、今後、山海公民館を良好な生涯学習施設として使用していくのであれば、公民館施設を他の場所へ移転することも一つの解決策かもしれない。その意味では、山海公民館の建設費補助金を返還した上で、ふれあい会館を地区集会所として整備するのであれば有効な事業になりうるかもしれない。ただし、そうした場合は、資料の一時保管場所の確保という課題が生じる。	社会教育課		C
197	コミュニティ・施設整備・その他	豊丘	※ 豊丘むくろじ会館を活用した周辺整備	耐震工事、合併処理浄化槽・消防設備の設置、子育て支援センターとしての整備	豊丘地区における生涯学習施設として使用するのであれば有効性はあると考えられるが、現在の利用状況からは生涯学習施設として使用しなければならないという緊急性はない。平成26年度から子育て支援センター、児童発達支援事業として利用される予定であり、提案の一部を実現することはできるが、提案全体の実現はスペースの上からも不可能。	社会教育課	福祉課 産業振興課	C
198	コミュニティ・施設整備・その他	豊丘	住民が利用しやすい公共施設の管理運営の構築	豊丘むくろじ会館の管理・運営の民間委託	豊丘むくろじ会館について、平成26年度から子育て支援センターとして利用される予定であるので利用できる施設に限られる。指定管理に移行する場合、施設の設置目的、管理運営の専門性や公平性、利用者の満足度、運営の効率性のほか、受け皿となる団体の成熟度などから整理、検討する必要がある。なお、山田老人憩いの家、若子会館は、すでに指定管理者制度を導入し、区と管理に関する協定を結んでいる。アダプトプログラムについては、ボランティアと施設管理者がお互いに役割分担し合い、合意に基づき、継続的に公共施設の環境美化活動や管理を行っていくものである。それには、活動してもらえらるボランティアの理解と認識が重要であり、行政は、その活動に対して必要な支援を行っていくものとなる。	総務課	社会教育課 保健介護課	B
199	コミュニティ・施設整備・その他	片名	※ 公民館及び避難所の整備	・旧保育所の跡地を活用して、子どもからお年寄りまで地区住民の憩いの場として、さらに災害時の避難場所として、津波や浸水の影響の無い場所に調理室等備えた公民館の整備		防災安全課		B
200	コミュニティ・施設整備・その他	師崎	地域における若者の活躍の場や組織づくり	・空き家等を活用して若者が交流できる拠点をつくり、地域活動に取り組む新たな若手グループをつくる。 ・若者の自主的活動の機会の確保、組織、人脈、ネットワークの形成	師崎地区に関わらず、どの地域においても地域活動を維持していく上で、住民交流の場、参加者の広がりを確保していくことが課題となっている。また、地域の生活文化を次世代に継承していくためにも、若者層の積極的な地域参加が不可欠である。一人では行動できないが、共通の趣味やスポーツ、レクリエーション等を通じた仲間づくりの拠点を提供することで交流の場や情報交換ができ、新たな企画や提案が生まれる。また、空き家を子育て・高齢者サロン、ギャラリー、カフェなどに活用。	地域振興課		A